

# 「愛の鞭」と「暴力」を 混同してはならない



元空将 織田 邦男

何とも痛ましい事件だった。今年一月、千葉県野田市の小学四年生、栗原心愛さんが自宅で亡くなった。

十歳の心愛さんは、父親から自宅で冷水のシャワーを浴びせられるなどの暴行を受け浴室で死亡した。その後の調べで、心愛さんは両親から日常のように虐待を受けていた

ことが判明し、父親と母親が傷害容疑で逮捕された。

心愛さんは一昨年十一月に小学校で行われたアンケートに、「お父さんにぼう力を受けたり、起きているときにけられたり、たたかれたりしています。先生、どうにかできませんか」と回答していた。こ

れを受け、柏児童相談所が心愛さんを一時的に保護していた。

しかしながら柏児童相談所は、父親からの強い要求や恫喝があったため、虐待のリスクを認識しながら心愛さんを帰宅させたという。

警察によると、父親が虐待する様子を、母親が撮影していたという。長時間立たせたり、食事を与えなかったりしたこともあったらしい。

どうして可愛い我が子を、死に至るまで虐待するのか。腹を痛めて産んだ愛娘を、どうして守らなかったのか。犬や猫でも、自分の子は一生懸命に守る。もはや人間は犬畜生以下なのか。

恐ろしいことに今の日本で

は、こんな事件は稀ではないという。日本社会の深刻な病が表面化しただけなのかもしれない。

警視庁によると、昨年、全国で千三百八十件の児童虐待事件を摘発したという。前年より二百四十件増え、過去最

高を記録したというから驚きだ。

## 児童虐待防止法

安倍晋三首相は二月八日、官邸で開かれた児童虐待防止に関する関係閣僚会議で次のように述べた。「痛ましい虐待事件を繰り返してはならない。子供の命を守ることを最優先にあらゆる手段を尽くすという強い決意で、児童虐待の根絶に向け総力を挙げて取り組んでほしい」

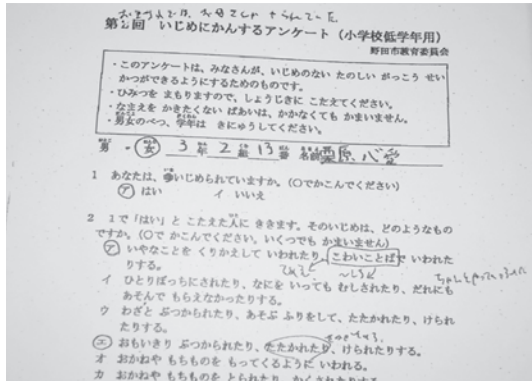
これを受け、政府は「児童虐待防止法」と「児童福祉法」の改正案を衆議院に提出した。「親による体罰の禁止」と「児童相談所の機能強化」がポ

イントである。だがどうもすっきりしない。虐待防止を法律で定めても、闇に埋もれるだけで、根本的解決にはならない。また、子供に対する健全な教育まで失われるのではないだろうか。

古来、「法は家庭に入らず」という西洋の格言がある。日本でも、家庭内のことは家庭にゆだね、子供の躾や教育に警察など公権力はできるだけ介入しないようにしてきた。だが状況は悪化し、看過できなくなりつつある。

平成十二年に児童虐待防止法が初めて定められ、十六年、十九年と改正されてきた。子供を放置して食事を与えず餓死させる。

「愛の鞭」と「暴力」を混同してはならない



親に虐待されて死亡した栗原心愛さんが、父からの暴力を訴えた学校のアンケート。千葉県野田市が事件の発生を受けて公開しました＝2月2日撮影（時事）



「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」で  
発言する安倍晋三首相（右手前から3人目）  
＝3月19日、首相官邸（時事）

しくない。そんな時に「愛の鞭」が必ず必要となる。「子供を信じて丁寧の説明すれば分かってくれるはず」と述べる教育者がいる。耳障りのいい言葉だが、現実社会を見る

今、求められているのは親に対しての教育である。法律によって家庭内での体罰を一律に禁じることにより、むしろ真の愛情が子供に届かなくなるのではと危惧を抱かざるを得ない。

あるいは長期間にわたる激しい暴行を加えて殺害するなど、悲惨な虐待事件が発覚した結果、条件反射的に制定されたものである。だがそれすら、今回の事件を防ぐには無力だった。

更に改正して公権力が家庭に入るようになったところで状況は改善されるか、はなはだ疑問である。親が子供に対する教育を真に理解し、愛情をもって接しない限り、虐待はなくならないだろう。

事件の痛ましさと、メディアの過熱報道が相まって、現在、日本国中で「体罰は全面的に悪」という「空気が蔓延しているようだ。こういう時こそ子供の教育について、今一度冷静に考え直してみる必要がある。「体罰イコール暴力」「体罰は絶対的悪」との「空気が支配する昨今、「本当にそうか」と疑問を呈すること自体、非常に勇気がいる。だが、子供の教育全体に大きな影響を及ぼすことであり、あえて疑問を呈したい。

### 愛の鞭

日本には「愛の鞭」という言葉が存在した。だがこの言葉は今、消滅しつつある。

時、それは偽善に過ぎない。紳士の国イギリスでは長らく、上流階級の子弟が通うパブリックスクールで鞭の使用が認められてきた。

イギリスのエリート育成のあり方は、長期にわたる熱心な模索の結果、文化の中に内蔵されている。「愛の鞭」も大国として受け継がれてきた歴史的ノウハウなのだ。

子供を傷つけない程度の鞭打ちを容認してきたのは、教育熱心な新興国、マレーシアやインドネシアも同様である。

重要な事は、国家が法律で画的に体罰を禁止することではなく、一人一人の親が「愛の鞭」と「暴力」との違いを認識し、「真の愛情と

「愛の鞭」まで体罰だからいけないというのは、教育の放棄である。問題は「愛の鞭」と「暴力」の区別がつかない親がいることではないだろうか。

今回の女兒が犠牲となった虐待事件における父親の行為は、自らの鬱憤を晴らし、憎しみをぶつけるただの暴力である。「躰」でも「愛の鞭」でもないのは疑いようがない。

「愛の鞭」は子供の教育の為に必要不可欠であり、問題は「愛の鞭」と「暴力」を混同する親がいることなのだ。

知識や経験に乏しい子供達は、善悪の分別がつかないまま道を外してしまふことは珍

は」と、常に自問自答し苦悩しながら子供に接することである。「愛の鞭」まで法律で排除するのは、子供に対する教育の放棄である。親が思考停止に陥るだけであり、むしろ子供の教育を投げ出してネグレクト、育児放棄が増加しかねない。

筆者は決して暴力を肯定するものではない。ただ「愛の鞭」と「暴力」は明らかに違い、「愛の鞭」は子供の教育には本質的に必要だと考える。

「愛の鞭」は「子供達を進歩させることを目的とした力の行使」であり、「暴力」は「自分の鬱憤をはらすことを目的とする力の行使」である。体罰が「暴力」である限

り、決して認められるものではない。だが、子供の将来を想い、子供の進歩の為に、時に「愛の鞭」が必要になることは必ずある。

「子供が受けるべき最初の感謝すべき教訓、それは両親よりの平手打ちだ」と哲学者のキェルケゴールは述べる。「子供には大人から叱られる権利がある」といわれるように、「愛の鞭」は子供が受ける権利であり、先生や親は子供に与える義務さえある。

現在、学校現場では、「愛の鞭」はもちろん、強い言葉で叱責することも禁じられていくようだ。その結果、教育現場はどうなったか。

先生の話を聞かない。勝手に教室を動き回る。給食時間を使ってでもそれを直すことである。

子供の人権尊重、自主性尊重といえど誰も反論できない。だが善悪の分別がつかない子供達に価値判断を丸投げし、言うことを聞かないからと言って、「愛の鞭」を使うこともなく、放置するのはまさに教育の放棄である。人権尊重と言いつつ、実は子供の人権を無視しているに過ぎない。

教育は強制から始まる。強制は苦痛を伴うものであり、時には「愛の鞭」の助けが必要になる。

苦痛に耐えてこそ忍耐力がつき、人間として大きく成長する土台ができる。「幼き頃、肉体的苦痛を味わったこ

にパンや牛乳を投げあう。教室や廊下はゴミだらけ等々。小学校のクラスの二割が学級崩壊状態だという。全く授業にならず、教師は自信を喪い、多くの教師が辞めたり、鬱病になったりしている。これこそ「愛の鞭」を暴力と決めつけ、「子供の人権尊重、自主性尊重」という偽善に支配された戦後教育の成果である。「愛の鞭」の欠如は、子供への真の愛情の欠落でもあるのだ。

寺で座禅を組む際、睡魔が襲ったり、邪念が入ったりするような時、お坊さんによって警策で肩を打たれる。これを誰が暴力というだろうか。警策で打つという行為は、坐禅修行が円滑に進むようにと

とのない子供は、成長して必ず不幸な人間になる」とコンラッド・ローレンツ（オーストリアの動物学者）が語っている。

苦痛に心が萎えそうになつたとき、「愛の鞭」で奮起をさせることは「座禅の警策」なのだ。

「愛の鞭」と「暴力」の境界は、なるほど難しい。だからといって「愛の鞭」を体罰の範疇に入れ、法律で全面否定するのは安易に走りすぎである。「暴力はだめだ」と絶えざる苦悶と反芻の結果、やむを得ず「愛の鞭」を振るう親の真の愛情が求められている。

悲惨な女兒の虐待死が明らかになった今、「体罰全面禁

いう「文殊菩薩による励まし」であり、「慈悲」であり「愛の鞭」なのだ。

### 最大の国防とは？

昔、日教組の教育研究会の記事を読んで驚いた記憶がある。ある教師が「子供達が自主的に挨拶をしたくない思ったら、挨拶を教えます」と発言したのだ。善悪の分別がつかない子供達に自主性を求めるなんぞ、自主性尊重という美名に隠れた教育の放棄である。

自主性といえど一見もってもらしい。未だ分別がつかない子供達に必要なことは、普遍的な善行は、強制してやらせることであり、道を踏み外そうとしたときは「愛の鞭」

止」は国民に受け入れやすいかもしれない。だが、大事な「愛の鞭」まで放棄してしまうのは、いわば汚れた産湯を捨てようとして、赤ん坊まで流してしまふようなものだ。

今回のような虐待死事件は二度と起こしてはならない。だが法律で家庭内の暴力を罰則強化しても、親の虐待は闇に潜ってしまうだけで今後とも繰り返されるだろう。

根本的には、上述の通り親に対する教育が必要であり、並行して児童相談所の権限強化も必要だ。今回、柏児童相談所は状況を把握しており、心愛さんを一時保護していた。しかしながら、父親からの強い要求や恫喝により、女兒を帰宅させたという。



虐待が疑われる家庭については、平成十九年の改正で裁判所の許可により児童相談所が立ち入ることができるとされたが、要件が厳格すぎ、しかも迅速性に欠けるため、適用されるケースは少なかったという。

威圧的な保護者に対しては、これに負けない権限を与えらるとともに、複数機関で対処することが必要だろう。こういう点は直ちに法律で是正すべきだろう。

虐待の疑いが持たれる場合には、児童相談所や学校、保健所、警察などの複数の関係機関が情報を共有し、命の危険が疑われるような場合には、強権をもっていち早く子供を救い出せるようにするこ

とは必要である。

戦後の民主化、核家族化の進展、地域社会の連帯意識の希薄化等に伴い、少なからぬ家庭は崩壊し、隣近所も「隣は何をする人ぞ」の状態となっている。

家庭あるいは地域社会での犯罪抑止機能は急速に失われた。こういった現実を是正していく自治会など、住民の自主的な動きも必要であり、こういった動きを後押しする行政も必要だろう。「子供たちを守る砦とりでとなるべき学校、教育委員会、児童相談所や周りの大人たちが心愛さんの悲痛なSOSの声を受け止めてあげることができなかった。幼い命を守れなかったことは本当に悔やんでも悔やみきれな

い」と安倍首相は強調した。子供の虐待は絶対にあってはならない。だからといって家庭内に法律が入って、厳罰でもってこれに対処しても真の解決にはならない。

子供に対する真の教育は、如何にあるべきという親の再教育、そして児童相談所に対する権限強化と複数の関連機関による連携、何より地方でのコミュニティの復活、そういった複合的な施策で子供を守ることが必要である。子供の教育は日本の将来がかかっている。また教育は国防にも直結する。

「最大の国防はよく教育された市民である」とトーマス・ジェファースンの箴言しんげんを今一度思い起こすべきだろう。